

横 浜 市 告 示 第 400 号

横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 に よ る 地 下 街 で あ る も の の 調
査 の 項 目 等

横 浜 市 建 築 基 準 法 施 行 細 則 （ 昭 和 38 年 2 月 横 浜 市 規 則 第 13 号 。 以
下 「 細 則 」 と い う 。 ） 第 6 条 第 3 項 第 1 号 及 び 同 条 第 4 項 第 1 号 の
規 定 に 基 づ き 、 定 期 報 告 対 象 特 定 建 築 物 の う ち 地 下 街 で あ る も の の
定 期 調 査 は 、 建 築 物 の 敷 地 、 構 造 及 び 建 築 設 備 の 状 況 に つ い て 安 全
上 、 防 火 上 又 は 衛 生 上 支 障 が な い こ と を 確 認 す る た め に 十 分 な も の
と し て 行 う も の と し 、 当 該 調 査 の 項 目 等 及 び 調 査 結 果 表 を 次 の よ う
に 定 め 、 平 成 28 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

平 成 28 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 1 この 告示における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律
第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「
令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号
。以下「省令」という。）及び細則の例による。

第 2 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものについての
定期調査は、省令第 5 条第 2 項に基づき国土交通大臣が定めると
ころによる。ただし、別表第 1 (あ)欄に掲げるものについては、同
表第 1 (い)欄のとおり読み替えるものとする。

2 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものについての定
期調査は、前項に定めるところによるほか、別表第 2 (あ)欄に掲げ
る項目に応じ、同表(い)欄に掲げる方法により実施し、その結果が
同表(う)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することと
する。

第 3 細則第 6 条第 4 項第 1 号に基づき市長が別に定める調査結果
表は、別記のとおりとする。

別 表 第 1

(あ) 平成 20 年国土交通省告示第 282 号別表		(い) 第 2 第 1 項ただし書 により読み替えるもの
4 (1) の 項 (い) の 欄 及 び (は) の 欄	令 第 112 条 第 9 項	令 第 112 条 第 9 項 (令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)
4 (2) の 項 (い) の 欄	令 第 112 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で 又 は 同 条 第 5 項 か ら 第 8 項 ま で	令 第 112 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で 、 同 条 第 5 項 か ら 第 7 項 ま で (こ れ ら の 規 定 を 令 第 128 条 の 3 第 5 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む

		。) 又は同条第 8 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)
4 (2) の項 (は) の欄	令第 112 条第 1 項から第 8 項 (令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 5 項を除く。)	令第 112 条第 1 項から第 7 項まで (第 5 項から第 7 項までにあっては、これらの規定を令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含み、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 5 項を除く。) 又は令第 112 条第 8 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)
4 (4) の項 (い) の欄及び 4 (5) の項 (い) の欄	令第 112 条第 10 項に規定する外壁等及び同条第 11 項に規定する防火設備	令第 112 条第 10 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。) に規定する外壁等及び令第 112 条第 11 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。) に規定する防火設備
4 (4) の項 (は) の欄	令第 112 条第 10 項又は 11 項	令第 112 条第 10 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。) 又は令第 112 条第 11 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)
4 (5) の項 (は) の欄	令第 112 条第 10 項に規定する外壁等、同条第 11 項に規定する防火設備	令第 112 条第 10 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により読み替えて準用す

		る場合を含む。)に規定する外壁等、令第112条第11項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)に規定する防火設備
4 (11) の項 (は) の欄 及び 4 (20) の項 (は) の欄	令第112条第5項又は第8項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にある場合は、第5項を除く。)	令第112条第5項(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む)、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)、令第112条第8項(令第128条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)
4 (11) の項 (は) の欄 及び 4 (20) の項 (は) の欄	令第112条第9項、第10項又は第12項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にある場合は、第9項及び第12項を除く。)	令第112条第9項、第10項又は第12項(第9項及び第10項にある場合は、これらの規定を令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む)、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にある場合は、第9項及び第12項を除く。)
4 (14) の項 (は) の欄 及び 4 (22) の項 (は) の欄	令第112条第15項若しくは第16項又は第129条の2の5	令第112条第15項若しくは第16項(令第128条の5第3項の規定により準用する場合を含む。)
		又は令第129条の2の5(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準

		用する場合を含む。)
4 (17) の項から (22) の項までの (い) の欄 (「床躯体」を除く。)	床	床 (令第 128 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する床版を含む。)
4 (26) の項 (は) の欄及び 4 (27) の項 (は) の欄	令第 112 条第 14 項	令第 112 条第 14 項 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)
4 (28) の項 (い) の欄及び (は) の欄	昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号ロ	昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号ロ (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により令第 112 条第 14 項について準用する場合を含む。)
4 (30) の項 (は) の欄	令第 112 条第 14 項第 2 号	令第 112 条第 14 項第 2 号 (令第 128 条の 3 第 5 項の規定により準用する場合を含む。)

別表第 2

	(あ) 調査項目		(い) 調査方法	(う) 判定基準
(1)	地下街の各構え	令第 128 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分に規定する地下街の各構えと地下道の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する。	令第 128 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分の規定に適合しないこと。
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床版の耐火に関する性能の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第 128 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に適合しないこと。
(3)		幅員等の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する。	令第 128 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に適合しないこと。
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ等の維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第 128 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に適合しないこと。

(5)		地 上 に 通 ず る 直 通 階 段 等 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 し、又 は 鋼 製 卷 尺 等 で 測 定 す る。	令 第 128 条 の 3 第 1 項 第 4 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。
(6)		末 端 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 し、又 は 鋼 製 卷 尺 等 で 測 定 す る。	令 第 128 条 の 3 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。
(7)		防 煙 区 画 の 設 置 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	昭 和 44 年 建 設 省 告 示 第 1730 号 第 2 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。
(8)	防 火 区 画	令 第 128 条 の 3 第 2 項 に 規 定 す る 区 画 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	令 第 128 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。
(9)		令 第 128 条 の 3 第 3 項 に 規 定 す る 区 画 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る。	令 第 128 条 の 3 第 3 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。
(10)	各 構 え の 居 室 の 各 部 分 か ら 地 下 道 へ の 出 入 口 ま で の 経 路	歩 行 距 離 の 状 況	設 計 図 書 等 に よ り 確 認 し、又 は 鋼 製 卷 尺 等 に よ り 測 定 す る。	令 第 128 条 の 3 第 4 項 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。

(別記)

調査結果表 (地下街)

当該調査 に 関与し た調査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		対象 の有 無	調査結果			状況、対策等	担当調査 者番号
				指摘 なし	要是 正	既存 不適 格		
1	地下街							
(1)	地下街の各構え	令第128条の3第1項各号 列記以外の部分に規定する 地下街の各構えと地下道の 状況						
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床版 の耐火に関する性能の確保 の状況						
(3)		幅員等の状況						
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ 等の維持保全の状況						
(5)		地上に通ずる直通階段等の 状況						
(6)		末端の状況						
(7)		防煙区画の設置の状況						
(8)	防火区画	令第128条の3第2項に規 定する区画の状況						
(9)		令第128条の3第3項に規 定する区画の状況						
(10)	各構えの居室の 各部分から地下 道への出入口ま での経路	歩行距離の状況						
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月		

(A4)